

ID: 17

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	郡家駅コミュニティ施設条例 第7条第1項		
例 規 番 号	平成26年条例第14号		
【根拠条文】			
(利用の許可)			
第7条 多目的交流スペースを専用して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。			
2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。			
【基準】			
根拠条文、第8条及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(許可の基準)			
第8条 指定管理者は、多目的交流スペースの利用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、利用を許可するものとする。			
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。			
(2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。			
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。			
(4) その他管理上支障があると認めるとき。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日